

平成 17 年 11 月 11 日

各 位

大 阪 市

工事請負入札指名基準の取扱いについて

大阪市では、工事請負入札指名基準の適正な運用を図り、入札契約事務の透明性、競争性等より一層の向上を図るため、大阪市入札等監視委員会の意見等を踏まえ、工事請負指名基準の取扱いについて決めました。財政局契約監理部における取扱い内容については次のとおりです。

記

・平成 17 年 11 月 14 日以降の取扱い

1. 指名方法について

大阪市契約規則（以下「規則」という。）第 7 条第 2 項に規定する土木工事、建築工事、舗装工事、電気工事、給排水衛生冷暖房工事及び造園工事の指名方法については次のとおりとします。

（1）地理的条件について

発注工事の属する行政区（以下「当該行政区」という。）を最小単位とします。

（ただし、電気工事、給排水衛生冷暖房工事は別表 1 のとおりとし、造園工事は全行政区を最小単位とします。）

（2）指名対応等級及び指名順位について

土木工事、建築工事、舗装工事は次のとおりとします。

ア．当該行政区の発注工事の予定価格に対応する等級（以下「当該ランク」という。）に属し現に指名を受けている有資格者（以下「当該ランク有資格者」という。）から指名します。発注工事の予定価格が当該ランク発注予定価格上限と下限の平均金額を超える発注工事（ただし、最下位ランクについては発注予定価格上限の 1 / 2 を超える発注工事）については当該行政区に本店を有する現に指名を受けている当該ランクの直近上位有資格者（以下「直近上位有資格者」という。）を全て指名します。

ただし、指名有資格者が規則第 15 条の規定に満たないときは、規定の指名数に至るまで、以下により順次選定するものとします。

イ．当該行政区に本店を有する直近上位有資格者を全て指名します。

ウ．当該行政区に隣接する全ての行政区（別表 2）（ただし、舗装工事は建設局工営所管内（別表 3）とする。）のいずれかに本店を有する当該ランク有資格

者を全て指名します。

エ．当該行政区に隣接する全ての行政区（別表２）（ただし、舗装工事は建設局工管所管内とする。）のいずれかに本店を有する直近上位有資格者を全て指名します。

電気工事、給排水衛生冷暖房工事は次のとおりとします。

ア．別表１の地域要件により当該ランク有資格者を指名します。

イ．指名数が規則第 15 条の規定に満たないときは、地域要件を緩和します。

（３）指名本数の制限について

指名競争入札において、市外に本店を有し、かつ市内に支店を有する有資格者（以下「支店登録者」という。）の指名本数は、市内に本店を有する有資格者（以下「本店登録者」という。）の概ね 1 / 2 とします。

（４）初指名とランク内施工上限金額について

平成 18 年 5 月末日までは、従前による取扱いとします。

2．公募型指名競争入札の範囲拡大について

造園工事の予定価格が B 及び C ランクに該当する発注工事及び橋梁工事については、公募型指名競争入札を適用します。

3．その他

公正性・競争性の観点から必要と認める場合、適正な施工を確保することが困難であると判断される場合等は本取扱いと異なる取扱いができるものとします。ただし、その場合は大阪市入札等監視委員会へ報告するものとします。

・平成 18 年 6 月改正以降の取扱い

1．指名方法について

（１）地理的条件について

ア．当該行政区を最小単位とします。（ただし、電気工事、給排水衛生冷暖房工事は別表 1 のとおりとし、造園工事は全行政区を最小単位とします。）

イ．支店登録者の指名本数は、本店登録者の 1 / 2 以内とします。

ウ．支店登録者の指名は、当該行政区の当該ランクのみとします。

エ．市内における本店又は支店の所在地で、行政区の変更が生じた場合は、その届出を受けた日から一定期間経過後^{注 1}に変更後の行政区において指名します。

注 1) 一定期間経過後とは、1 ヶ月又は届出を受けた日以降最初の工事発注日のいずれか早い日とします。

(2) 指名対応等級及び指名希望順位^{注2}について

土木工事、建築工事、舗装工事は次のとおりとします。

ア．当該行政区の指名希望順位第 1 順位の本店登録者で当該ランク有資格者、指名希望順位第 1 順位の本店登録者で直近上位有資格者、指名希望順位第 1 順位の支店登録者で当該ランク有資格者及び第 2 順位の本店登録者で当該ランク有資格者を指名します。

ただし、当該行政区の指名希望第 1 順位の本店登録者で当該ランク有資格者以外は、受注意欲を示した有資格者に限り指名できることとし、同一年度内の指名本数は年間発注予定件数の 1 / 2 以内とします。

上記において、指名数が規則第 15 条の規定に満たないときは、以下により順次選定するものとします。

イ．上記アのただし書きを除く当該行政区の第 2 順位の本店登録者で当該ランク有資格者、及び第 1 順位の本店登録者で直近上位有資格者を指名します。

ウ．当該行政区の第 3 順位本店登録者で当該ランク有資格者を全て指名します。

エ．当該行政区の第 2 順位支店登録者で当該ランク有資格者を全て指名します。

(受注意欲を示した有資格者に限り指名できることとし、同一年度内の指名本数は年間発注予定件数の 1 / 2 以内とします。)

オ．当該行政区に隣接する全ての行政区(ただし、舗装工事は建設局工営所管内とする。)の第 1 順位本店登録者で当該ランク有資格者を全て指名します。

カ．当該行政区に隣接する全ての行政区(ただし、舗装工事は建設局工営所管内とする。)の第 1 順位本店登録者で直近上位有資格者を全て指名します。

キ．指名数が規則第 15 条の規定に満たないときは、地域要件を緩和します。

電気工事、給排水衛生冷暖房工事は次のとおりとします。

ア．別表 1 の地域要件により当該ランク有資格者を指名します。

イ．指名数が規則第 15 条の規定に満たないときは、地域要件を緩和します。

前年度の工事成績評点が 65 点未満の工事があった場合の指名本数は、前記及び の年間発注予定件数の 1 / 2 以内とします。

注 2) 指名希望順位とは、平成 18 年 6 月 1 日工事請負競争入札参加資格承認時の指名希望順位とします。

(3) 関連会社の取扱いについて

入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、参加できる者は 1 社に限ることとします。(なお、詳細については公示文又は入札説明書に記載するものとします。)

資本関係

人的関係

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

2. 初指名、ランク内施工上限金額及び指名希望順位について

(1) 初指名について

最下位ランクの場合

ア.規則第7条第2項に規定により等級別格付種目を定めている工事種目(以下「同種工事」という。)に係る指名については、規則別表第1(第3条関係)に規定する金額以下のもの(以下「専決契約」という。)を入札において受注、完成(ただし、建築工事、電気工事及び給排水衛生冷暖房工事は1件150万円未満は対象外)し、かつ当該工事成績評点が65点以上の有資格者は全て指名します。

舗装工事については、専決契約の同種工事の受注、完成がない場合に限り、指名競争入札参加希望申請書(以下「申請書」という。)(別紙)提出日を起算日として1年を経過した場合は指名するものとします。(ただし、この場合の発注予定価格は1000万円未満とします。)

イ.初指名の日から1年間は、同種工事の発注予定価格上限の1/2以内(ただし、電気工事及び給排水衛生冷暖房工事は1300万円未満)とし、1年経過後は上限までとします。

最下位ランク以外の場合

ア.申請書(別紙)提出日を起算日として一定期間^{注3}を経過した場合は、当該ランクの直近下位等級の発注予定価格上限までの指名とします。

この場合、当該ランク有資格者のランクは、直近下位ランク有資格者として措置します。

イ.上記アの措置は1年間とし、1年経過後は当該ランクの発注予定価格の上限まで指名するものとします。

注3)一定期間とは、指名希望順位により次のとおり取扱うこととします。

第1順位 申請書(別紙)提出日から6ヵ月(支店登録者は1年以上)

第2順位 申請書(別紙)提出日から1年(支店登録者は2年以上で、かつ指名数が規則第15条の規定に満たない場合とします。)

第3順位 申請書(別紙)提出日から1年で、かつ指名数が規則第15条の規定に満たない場合とします。

(2) ランク内施工上限金額について

当該ランクの指名にあたっては、従来から当該ランク有資格者の施工実績等により上限(以下「ランク内施工上限金額」という。)を定め、指名を行ってきましたが、この取扱いについては、初指名時のみに適用するものとし、格付ランク内施工上限金額を適用して指名を行っていた有資格者は、当該ランクの発注予定価格上限まで指名するものとします。

(3) 指名希望順位について

指名希望順位により指名種目数は次のとおり取扱うこととします。

本店登録者の指名希望順位は第 1 順位から第 3 順位、支店登録者は第 1 順位と第 2 順位、電気工事、給排水衛生冷暖房工事及び造園工事は第 1 順位のための指名とします。

3 . 経常建設共同企業体について

(1) 同一年度内の指名本数は同種工事 1 回を限度とします。

(2) 構成員 (代表者を除く) の本店所在地が当該行政区であることとします。

4 . その他

(1) 談合の疑いや落札率が高止まりするなど、公正性・競争性の観点から必要と認める場合、本市と係争中若しくはその恐れがある場合及び適正な施工を確保することが困難であると判断される場合等は、本取扱いと異なる取扱いができるものとして扱います。ただし、その場合は大阪市入札等監視委員会へ報告するものとして扱います。

(2) この取扱いに定める指名競争入札により難しい場合は、必要に応じて公募型指名競争入札により行うことがあります。

04 電気工事		
Aランク	市内全域	
Bランク	市域を南北に分割する	
	北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東、東成
	南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、西成、阿倍野、住之江、住吉 生野、東住吉、平野
Cランク	建設局各工営所管内()	
Dランク	建設局各工営所管内()	

行政区名については、別表3を参照のこと

05 給排水衛生冷暖房工事		
Aランク	市内全域	
Bランク	市域を南北に分割する	
	北	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北、都島、旭、鶴見、城東
	南	港、西、大正、中央、浪速、天王寺、東成、西成、阿倍野、住之江、住吉 生野、東住吉、平野
Cランク	市内各行政区を次のとおり5地域に分類する	
	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北	
	都島、旭、城東、鶴見	
	西、中央、浪速、天王寺、東成	
	港、大正、西成、阿倍野、住之江、住吉 生野、東住吉、平野	
Dランク	市内各行政区を次のとおり5地域に分類する	
	西淀川、淀川、東淀川、此花、福島、北	
	都島、旭、城東、鶴見	
	西、中央、浪速、天王寺、東成	
	港、大正、西成、阿倍野、住之江、住吉 生野、東住吉、平野	

指名数が大阪市契約規則第15条の規定に満たないとき

Bランク 市内全域を指名範囲とする

C、Dランク それぞれの種目のBランクの指名範囲とする

該当区	隣接区
北	福島、淀川、東淀川、西、中央、都島
都島	北、中央、東淀川、旭、城東
福島	北、此花、西、西淀川
此花	福島、西、港、西淀川
中央	北、都島、西、天王寺、浪速、東成、城東
西	北、福島、此花、中央、港、大正、浪速
港	此花、西、大正
大正	西、港、浪速、住之江、西成
天王寺	中央、浪速、生野、東成、阿倍野、西成
浪速	中央、西、大正、天王寺、西成
西淀川	福島、此花、淀川
淀川	北、西淀川、東淀川
東淀川	北、都島、淀川、旭
生野	天王寺、東成、阿倍野、東住吉、平野
東成	中央、天王寺、生野、城東
旭	都島、東淀川、城東、鶴見
城東	都島、中央、東成、旭、鶴見
鶴見	旭、城東
阿倍野	天王寺、生野、住吉、東住吉、西成
住之江	大正、住吉、西成
住吉	阿倍野、住之江、東住吉、西成
東住吉	生野、阿倍野、住吉、平野
平野	生野、東住吉
西成	大正、天王寺、浪速、阿倍野、住之江、住吉

別表 3

工営所名	管内区名
北	西淀川、淀川、東淀川
西北	北、福島、此花
東	旭、都島、城東、鶴見、東成
中央	中央、天王寺、浪速
西	港、西、大正
東南	生野、東住吉、平野
南	阿倍野、住吉、住之江、西成

平成 年 月 日

大阪市財政局契約総長 村 上 龍 一 様

本市入札参加資格承認番号

--	--	--	--	--	--

住 所 ま た は
事 務 所 所 在 地

商 号 ま た は 名 称

氏名または代表者氏名

印

指名競争入札参加希望申請書

次の種目の指名競争入札に参加を希望します。

記

指名競争入札参加希望種目 _____ (第 順位)

連絡先 所 属 名 _____

氏 名 _____

電 話 _____

- (注) 1 本申請書に記載できる種目は、申請書 1 枚につき一種目とします。
2 申請書は、各種目の担当者に直接提出してください。